

環境影響評価調査計画書審査意見書

「都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空港線建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子
（公 印 省 略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者

名 称：羽田エアポートライン株式会社

代表者：取締役社長 玉川 一二

所在地：東京都大田区大森西一丁目 12 番 1 号

名 称：東急電鉄株式会社

代表者：取締役社長 福田 誠一

所在地：東京都渋谷区神泉町 8 番 16 号

(2) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空
港線建設事業

種 類：鉄道の建設及び改良

3 対象事業の所在地

起 点：大田区新蒲田二丁目

終 点：大田区蒲田四丁目

第2 意 見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

本事業は事業予定期間が約 10 年という長期にわたり、また、一部で夜間工事が想定されていることから、夜間も含めた建設作業騒音・振動の予測・評価を行い、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。